

# 発注関係事務に関する支援メニュー

(平成30年度)

平成30年5月

北陸地方整備局  
公共工事発注者支援本部

## 目次

はじめに	1
I. 支援メニュー一覧	2
II. 支援メニューの概略の年間スケジュール	4
III. 支援メニューの項目	
1. 各機関の総合評価審査委員会への職員派遣	5
2. 職員研修への県や市町村職員の受講受け入れ	6
3. 県や市町村が開催する研修への職員派遣	7
4. 総合評価関係事務の演習講習会の開催	8
5. 直轄工事検査への臨場受け入れ	9
6. 改正品確法等及び発注関係事務説明会	11
7. ガイドライン（生産性向上）等講習会	12
8. 公共工事の発注関係事務相談キャラバン	13
9. 品質確保等に関する相談窓口の開設	14
10. 港湾空港部の支援メニュー	15
11. 営繕部の支援メニュー	17
12. 各相談窓口一覧（支援カード）	18
（参考）北陸農政局の支援メニュー	19
（巻末資料）工事施工の円滑化4点セット【概要版】	21

はじめに

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）は、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、平成 17 年 4 月 1 日に施行されました。

建設業においては、復興事業や防災・減災、老朽化対策や耐震対策といったインフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割が増大しています。

一方、近年の建設投資の急激な減少や競争激化により、いわゆるダンピング受注などが生じ、建設業の疲弊、下請企業へのしわ寄せ、現場の労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴い、若手入職者の減少、技術・技能が継承されないという問題が発生しています。今後は災害対応を含む地域の維持管理・更新工事の増加に伴い、中長期的な公共工事の担い手不足が懸念されています。

これらの課題に対し、現在及び将来における公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）が平成 26 年 6 月 4 日公布、施行されました。

この、品確法第 22 条の規定、同法第 3 条に定める基本理念に則り、公共工事の発注者を支援するため、各発注者が同法第 7 条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて、自らの発注体制や地域の実情等に応じた発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にとりまとめた「発注関係事務の運用に関する指針」が平成 27 年 1 月 30 日に定められました。

なお、今後、全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むためには、自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる統一的な指標の設定が有効な手段であると考えられ、平成 28 年 10 月に「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく全国統一指標が設定されました。

本紙は上記の規定及び品確法第 23 条「国の援助」を踏まえ、平成 28 年度から「改正品確法等及び発注関係事務説明会」や「ガイドライン（生産性向上）等講習会」、「公共工事の発注関係事務相談キャラバン」など実施してきているところですが、引き続き、各地方自治体等が適切に発注関係事務の実施に活用できるよう、北陸地方整備局の支援メニューをとりまとめたものです。

本メニューを参考に、必要とする支援を活用いただければ幸いです。

平成 30 年 5 月 22 日

北陸地方整備局  
公共工事発注者支援本部

## I. 支援メニュー一覧

北陸地方整備局では、公共工事等の発注事務に関して、その適切な実施に向けて、県・市町村等の各発注機関を支援しています。以下に支援メニュー、参加等の手続き、流れ、問い合わせ先等を記載していますので、各機関において必要な支援について活用して下さい。

### (1) 入札契約関係

#### 1. 各機関の総合評価審査委員会への職員派遣

各機関の公共工事等に関する総合評価落札方式の実施において総合評価審査委員会を設置する場合、その委員として、総合評価における技術評価に関して専門的な知識、経験を有した職員を派遣いたします。

#### 2. 職員研修への県や市町村職員の受講受け入れ

公共工事等の品質確保、総合評価、生産性向上等に関する北陸地方整備局の職員向け研修に、各機関の職員の受け入れを行うことにより、品質確保、総合評価落札方式や生産性向上の取り組み等の理解と知識の修得を支援します。

#### 3. 県や市町村が主催する研修への職員派遣

公共工事等の品質確保、総合評価、生産性向上等に関する県や市町村の職員向け研修に、北陸地方整備局の職員を講師として派遣することにより、品質確保、総合評価落札方式や生産性向上の取り組み等の理解と知識の修得を支援します。

#### 4. 総合評価関係事務の演習講習会の開催

総合評価に関する手続きや技術の修得のため、各機関の職員を対象とした総合評価演習講習会を開催し、各機関の総合評価落札方式の円滑な実施を支援します。

### (2) 監督検査関係

#### 5. 直轄工事検査への臨場受け入れ

北陸地方整備局発注工事の完成検査に臨場、同行することにより、検査のポイント、成績評定の方法など、工事の完成検査技術を修得し、各機関の工事完成検査に活用いただけるよう支援します。

### (3) その他の説明会、講習会

品確法、発注関係事務の運用に関する指針等をはじめ、公共工事等の品質確保、生産性向上等について、各機関の職員を対象とした次の説明会、講習会を開催し、各機関の取り組みを支援します。

#### 6. 改正品確法等及び発注関係事務説明会

#### 7. ガイドライン（生産性向上）等講習会

### (4) 相談会等

発注関係事務において、市町村等が抱える悩みや疑問について、相談会を開催し、各機関の取り組みを支援するとともに、メール・電話による相談窓口を設置し、発注関係事務の適切な実施に向け支援します。

8. 公共工事の発注関係事務相談キャラバン
9. 品質確保等に関する相談窓口の開設

(5) 港湾空港部、営繕部の支援等

10. 港湾空港部の支援メニュー
11. 営繕部の支援メニュー

## II. 支援メニューの概略の年間スケジュール

開催時期	総合評価審査委員職員派遣 H20～	職員研修への受講受け入れ H27～	県や市町村研修への職員派遣 H29～	総合評価演習講習会 H23～	工事検査の臨場立会 H18～	各種説明会 H28～	発注関係事務相談キャラバン H28～	相談窓口 H26.10～	港湾空港部の支援メニュー	管轄部の支援メニュー								
4月	上旬	【地方自治体 が主催する 総合評価 審査委員会 への委員 派遣】	【地方自治体 が主催する 研修への 講師派遣】			【改正品 確法及び 発注関係 事務説明 会】		3 県及び 北陸地 方整備 局と各 事務所 副所長 （技術） に相談 窓口を 設置、 メール でも受 付	【各種 会議、 講習 会】 港 湾空 港部 事務 局から 各県へ 案内文 書を送 付	【公共 建築 分野に 係る 各種 説明 会等へ の職員 派遣】 必要 に 応じて 適宜 実施								
	中旬										参加人数の登録	必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	6 月検査 の 予定 公表 の	【ガイド ライン （生産 性向上） 等講習 会】	開催 案内	北 陸地 方整 備局 管轄 部計 画課 及び 金沢 宮 崎 事 務所 技術 課に 相談 窓口 を設 置、 メール でも 受付
	下旬										【品質 確保 研修】							
5月	上旬	必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	8 月検査 の 予定 公表 の	開催 案内	開 催											
	中旬							必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	9 月検査 の 予定 公表 の	開催 案内	開 催					
	下旬													必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	10 月検査 の 予定 公表 の	開催 案内
6月	上旬	必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	11 月検査 の 予定 公表 の	開催 案内	開 催											
	中旬							必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	※毎月 下旬に 翌月の 検査 予定を HPで 公表	開催 案内	開 催					
	下旬													必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催
7月	上旬	必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催												
	中旬						必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催							
	下旬											必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催		
8月	上旬	必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催												
	中旬						必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催							
	下旬											必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催		
9月	上旬	必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催												
	中旬						必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催							
	下旬											必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催		
10月	上旬	必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催												
	中旬						必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催							
	下旬											必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催		
11月	上旬	必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催												
	中旬						必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催							
	下旬											必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催		
12月	上旬	必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催												
	中旬						必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催							
	下旬											必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催		
1月	上旬	必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催												
	中旬						必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催							
	下旬											必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催		
2月	上旬	必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催												
	中旬						必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催							
	下旬											必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催		
3月	上旬	必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催												
	中旬						必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催							
	下旬											必要に 応じて 適宜 実施	【建設 ICT研 修】	【建設 産業研 修】 （隔年）	開催 案内	開 催		

※上表の予定は、変更する場合があります。

### Ⅲ. 支援メニューの項目

#### 1. 各機関の総合評価審査委員会への職員派遣

##### (1) 概要

総合評価落札方式において、落札者を決定しようとするとき又は落札者決定基準を定めようとするときの学識者への意見聴取にあたって、総合評価審査委員として職員を派遣することで、総合評価の取り組みを支援する。

##### (2) 手続きフロー

委員の委嘱手続きが必要なことから、委員会開催の2週間前までに委員となる事務所長宛に委嘱依頼を申請する。

委員委嘱の回答については、委嘱依頼先事務所長より回答する。

##### (3) 留意点

- ・ 委嘱の申請にあたっては、委嘱者名、委嘱期間、年間の予定開催回数、1回当たりの開催時間等を記載の上、申請して下さい。
- ・ 委員への謝金及び旅費は必要ありません。
- ・ 委員会の開催案内は、直接委員へ案内をお願いします。

##### (4) 問い合わせ先（連絡先）

問い合わせ先は委嘱依頼先副所長（技術）まで

各事務所の問い合わせ先は、

北陸地方整備局のホームページ「公共工事の品質確保」

【<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/hinkaku/so-dan/so-dan.html>】に掲載  
（公共工事発注者支援「相談窓口」と同じ）

## 2. 職員研修への県や市町村職員の受講受け入れ

### (1) 概要

総合評価など、公共工事の品質確保、生産性向上等に関する職員研修に県や市町村等の職員を受け入れ、知識の修得を支援します。

#### ①品質確保（4月頃）

目的：品質確保法と総合評価落札方式の概念と、工事及び業務に関する総合評価落札方式及び入札の運用についての知識を修得する。

#### ②検査監督（5月頃）

目的：（主任）監督員としての業務を実施する上での必要な知識等の取得及び現場マネジメント能力の育成・向上を図る。

#### ③建設ICT（9月頃）

目的：建設ICTの監督、検査業務を円滑かつ効果的に進めるための監督職員の能力向上を図る。

#### ④建設産業（7月頃（隔年））

目的：建設産業の指導監督等に関する専門知識を修得させる。

※研修と研修時期については、変わる場合があります。

### (2) 手続きフロー

①毎年3月中旬、北陸地方整備局総務部人事課長から各機関部署の長（新潟県、富山県、石川県、新潟市）あてに、公文書（研修計画実施の案内及び各市町村への周知、取りまとめ依頼）を送付。

②4月中旬、各機関部署から北陸地方整備局に対し、聴講を希望する研修について、「研修参加予定調査表」を提出。（参加人数のみの登録）

③各研修の実施1ヶ月前を目処に北陸地方整備局長より各機関部署の長あてに改めて実施通知を送付。（県や各市町村から研修聴講申請書の提出依頼）

④各自治体の長より北陸地方整備局長あてに研修聴講申請書を提出。

⑤北陸地方整備局長より各自治体の長へ研修聴講許可書を送付。（受講決定）

※②の参加予定調査表提出時点で参加予定がない場合でも④の時点で申し込みが可能です。

### (3) 留意点

聴講に要する諸経費として「食事代」及び「寝具リース代」をご負担いただいているところですが、「職員研修施設に関する調査結果に基づく勧告」（平成22年12月総務省通知）により、研修施設使用料（光熱水量及び清掃料）もご負担をいただきますのでご了承願います。

### (4) 問い合わせ先（連絡先）

問い合わせ先、申し込みは下記による。

北陸地方整備局 総務部 人事課 研修係

電話受付：025-280-8880（代表）9時～17時受付

FAX：025-370-6642



### 3. 県や市町村が開催する研修への職員派遣

#### (1) 概要

県や市町村が開催する公共工事等の品質確保、総合評価、生産性向上等に関する職員向け研修に北陸地方整備局の職員を講師として派遣することにより、知識の修得を支援します。

#### (2) 手続きフロー

研修日の1箇月前を目途に講義内容に係る担当部署と下記内容について協議した上で、講師派遣依頼（任意様式）により下記項目を申請してください。

- ・ 講義日時
- ・ 講義内容
- ・ 受講者の役職
- ・ 受講者の人数など

なお、講義内容に係る担当窓口が不明な場合は、下記（3）の問い合わせ先へお問い合わせいただければ、当該研修へ職員を派遣する担当部署をご紹介します。

#### (3) 問い合わせ先（連絡先）

問い合わせ先、申し込みは下記による。

北陸地方整備局 企画部 技術検査官

技術管理課 工事品質確保係

電話受付：025-280-8880（代表）9時～17時受付

FAX：025-280-8861

メール受付：hinkaku@hrr.mlit.go.jp 24時間、365日受付

#### 4. 総合評価関係事務の演習講習会の開催

##### (1) 概要

県や市町村職員を対象とした工事の総合評価演習講習会を開催し、改正された「品確法」では、各発注機関による「発注事務の適切かつ効率的な運用」が規定されていることから、各発注機関の「発注事務の適切かつ効率的な運用」を支援します。

総合評価落札方式を知る良い機会ですので多数のご参加を期待します。

対象は、

- ①総合評価落札方式による工事発注事務を経験したことのない県や市町村職員
- ②北陸地整の運用を演習することで総合評価落札方式の理解を深めたい県や市町村職員

また、演習講習会の内容は、次のとおり予定しています。

- ①品確法等の改正とその背景
- ②総合評価落札方式の概要
- ③演習
  - 1) 工事内容・難易度等に見合った施工上の配慮事項（テーマ）の設定演習
  - 2) 企業の施工能力を評価するための施工実績の評価基準の設定演習
  - 3) 技術審査における評価点決定に関する演習

いずれも、国交省または北陸地整の直轄工事において運用しているものに加え、市町村を対象とした簡易確認型についての演習を行う予定です。

##### (2) 手続きフロー

1 2月下旬頃

- ①参加者氏名 ②機関名 ③所属 ④役職 ⑤連絡先(電話・E-mail アドレス)を明記のうえ、下記のメールアドレスまたはFAX 番号まで申し込み下さい。

1月下旬頃 演習講習会の開催

##### (3) 留意点

- ・新潟、富山、石川の各県にて開催します。
- ・評価値を算出しますので、電卓（計算機能がある携帯でも可）の用意をお願いします。

##### (4) 問い合わせ先（連絡先）

問い合わせ先、申し込みは下記による。

北陸地方整備局 企画部 技術検査官

技術管理課 工事品質確保係

電話受付：025-280-8880（代表）9時～17時受付

FAX：025-280-8861

メール受付：hinkaku@hrr.mlit.go.jp 24時間、365日受付

## 5. 直轄工事検査への臨場受け入れ

### (1) 概要

直轄工事における検査に県や市町村の職員が臨場立会を行い、発注関係事務を適切に実施できるよう、検査技術の習得を支援します。

①実施期間 平成30年6月から11月 計6ヶ月間

②実施予定事務所

【新潟県】新潟国道事務所、長岡国道事務所、高田河川国道事務所、  
信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所、羽越河川国道事務所、  
阿賀野川河川事務所、湯沢砂防事務所、国営越後丘陵公園事務所

【富山県】富山河川国道事務所、黒部河川事務所、立山砂防事務所、  
利賀ダム工事事務所

【石川県】金沢河川国道事務所

### (2) 手続きフロー

毎年5月下旬頃、北陸地方整備局から、新潟県、富山県及び石川県に案内文書を送付これを受け、各県から県内の各市町村宛てにお知らせ。

① 工事検査に臨場を希望する県や市町村職員は、

北陸地方整備局のホームページ「公共工事の品質確保」

【<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/hinkaku/tatai/tatai-top.html>】に掲載

(毎月(下旬)1回更新)される「臨場対象工事検査予定」の工事名、工事場所等を確認し、各自で直接、申し込む。

更新時には、案内メールを送信します。

#### 臨場対象工事検査予定 公表内容(例)

工事名 (施工箇所)	工事概要	検査 区分	検査日	工事 規模	工事発注事務所
〇〇舗装工事 (新潟市中央区)	路床盛土、As舗装	中間	H30.6.15	A	〇〇国道事務所
〇〇地盤改良工事 (新潟市西区)	深層混合処理	完成	H30.6.19	C	〇〇河川事務所

(工事規模A：契約金額概ね3億円以上、B：契約金額概ね1～3億円未満、C：契約金額概ね1億円未満)

②申し込み方法は、検査予定日の5日前までに県・市町村名、臨場人数(原則、1機関2名まで)、代表者名、連絡先をメール、もしくはFAXで技術管理課検査係へ送付する。

③臨場人数は1検査当たり4名程度とし、希望者多数の場合は受付順とする。

臨場の可否を検査予定日の3日前までに臨場希望者に連絡する。

また、連絡時には検査会場、検査開始時間等を連絡する。

(3) その他（留意事項）（臨場者）

- ・臨場は、検査技術の育成支援のために行うという性格から、臨場者は、検査会場でのやりとりについて、守秘義務を負うものとする。
- ・臨場者は、検査会場でのやりとりについて生じた疑問等について、その場では、原則、質問は遠慮いただく。質問等は、検査終了後、北陸地方整備局企画部技術管理課へメール、もしくはFAX で提出すること。
- ・臨場検査時間は、概ね9：00～17：00までとする。
- ・臨場者の検査会場までの移動手段は、自ら確保すること。
- ・臨場者の服装（ヘルメット、靴、雨具等を含む）は、工事現場内を歩くことができる服装とし、自ら準備すること。
- ・昼食は、臨場者側で各自準備すること。
- ・工事検査予定はあくまで予定であり、災害等不測の事情により検査予定日の変更が伴うことがある。

(4) 問い合わせ先（連絡先）

問い合わせ先、及び臨場立会申し込みは下記による。

北陸地方整備局 企画部 技術管理課 検査係

電話受付：025-280-8880（代表）9時～17時受付

FAX：025-280-8861

メール受付：hinkaku@hrr.mlit.go.jp 24時間、365日受付

## 6. 改正品確法等及び発注関係事務説明会

### (1) 概要

改正品確法や建設業法、入契法等の目的や背景、必要性等の概要とともに、発注関係事務の運用に関する指針についても説明します。

説明会の内容は次のとおり予定しています。

- ①公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正品確法）
- ②建設業法
- ③公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）

における背景及び主旨、必要性等の概要説明とともに、改正品確法④「発注関係事務の運用に関する指針」についても説明します。

今年度の予定は、

- ①開催時期 各県部会に併せて開催（8月予定）
- ②開催会場 新潟県、富山県、石川県の各県庁

### (2) 手続きフロー

県や市町村職員の利便性に配慮し、毎年開催している北陸ブロック発注者協議会の各県部会に合わせて合同開催を実施。（各県部会委員も参加可能）

各県部会の日程が決定した後、案内を送付しますので、

- ①参加者氏名 ②機関名 ③所属 ④役職 ⑤連絡先(電話・E-mailアドレス)を明記のうえ、下記のメールアドレスまたはFAX番号まで申し込み下さい。

### (3) 問い合わせ先（連絡先）

問い合わせ先、申し込みは下記による。

北陸地方整備局 企画部 技術検査官

技術管理課 工事品質確保係

電話受付：025-280-8880（代表）9時～17時受付

FAX：025-280-8861

メール受付：hinkaku@hrr.mlit.go.jp 24時間、365日受付

## 7. ガイドライン（生産性向上）等講習会（各県と協働）

### （1）概要

工事品質の確保と建設現場のコスト削減や工事の生産性を向上させるため、受注者と発注者が一体となって取り組む事項の各種ガイドラインを説明し、円滑な工事の推進を支援します。

対象は、発注・入札契約・設計積算の担当者、監督及び検査職員など  
講習会の内容は、次のとおり予定しています。

#### ①工事施工の円滑化4点セット

- ・土木工事条件明示の手引き（案）
- ・土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）
- ・工事の一時中止に係るガイドライン（案）
- ・土木工事設計変更ガイドライン（案）

#### ②ワンデーレスポンス

いずれも北陸地整の直轄工事において運用しているものをベースに講習を行う予定です。

### （2）手続きフロー

6月頃

- ①参加者氏名 ②機関名 ③所属 ④役職 ⑤連絡先(電話・E-mailアドレス)  
を明記のうえ、下記のメールアドレスまたはFAX番号まで申し込み下さい。

7月頃 講習会の開催

### （3）問い合わせ先（連絡先）

問い合わせ先、申し込みは下記による。

北陸地方整備局 企画部 技術検査官

技術管理課 工事品質確保係

電話受付：025-280-8880（代表）9時～17時受付

FAX：025-280-8861

メール受付：hinkaku@hrr.mlit.go.jp 24時間、365日受付

### （4）その他

工事施工の円滑化4点セットは、官民が協働して作成した4つのガイドラインで、設計照査や設計変更など工事の各段階において参考とすることで、協議の円滑化など生産性の向上に繋がります。

また、官民で事例を持ち寄り「事例集」についても取りまとめています。

工事施工の円滑化4点セットについては、

北陸地方整備局のホームページ「技術・建設産業」

【<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html>】に掲載

概要については、巻末資料を参照

## 8. 公共工事の発注関係事務相談キャラバン

### (1) 概要

公共工事の発注関係事務である入札契約、設計積算、監督検査等一連のプロセスにおいて発注者責任を果たすため、市町村が抱える悩みや疑問を直接相談できるよう北陸地方整備局職員が管内を行脚する。

例えば、

- ①入札・契約全般の発注関係事務に関する相談
- ②技術提案の適切な審査・評価に関する技術的な相談
- ③監督・検査・工事成績評定等の円滑な実施に関する相談
- ④工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用に関する相談
- ⑤研修・講習会などによる発注体制の整備に関する相談                      など

発注に関することならであれば何でもお気軽にご相談下さい。

### (2) 手続きフロー

#### 1 1月頃

各県を通じて各市町村に、相談場所、時間等を連絡する。

- ①参加者氏名 ②機関名 ③所属 ④役職 ⑤連絡先(電話・E-mailアドレス)を明記のうえ、下記のメールアドレスまたはFAX番号まで申し込み下さい。

#### 1 2月頃(新潟県内、富山県内、石川県内) 相談キャラバン開催

※開催時期については、日程調整の都合等により変わる場合があります。

### (3) 留意点

- ・市役所等の会議室をお借りし実施します。会場となる市町村については、決定次第連絡します。
- ・相談内容等を申し込みと一緒に事前に連絡いただけると、相談内容に応じた担当者がお伺いするなど、迅速かつ適切な対応が可能となります。

### (4) 問い合わせ先(連絡先)

問い合わせ先、申し込みは下記による。

北陸地方整備局 企画部 技術検査官

技術管理課 工事品質確保係

電話受付：025-280-8880(代表) 9時～17時受付

FAX：025-280-8861

メール受付：hinkaku@hrr.mlit.go.jp      24時間、365日受付

## 9. 品質確保等に関する相談窓口の開設

### (1) 概要

発注者を支援するプラットフォームとして、メール・電話による相談窓口を北陸地方整備局及び各県に設置し、発注関係事務の適切な実施に向け支援します。

普段業務をしている中で、疑問や気が付いたことなど、発注に関することであれば何でも相談を受け付けています。

また、相談内容とその回答は、適切な発注関係事務に役立ててもらえるよう、ホームページに掲載し、情報共有を図ります。

### (2) 窓口

○北陸地方整備局 企画部 技術管理課 品確チーム

・電話受付：025-370-6702 9時～17時受付

・メール受付：hinkaku@hrr.mlit.go.jp 24時間、365日受付

○新潟県 技術管理課 技術管理班：025-280-5391

○富山県 建設技術企画課：076-444-3138

○石川県 監理課 技術管理室：076-225-1787

相談窓口については、

北陸地方整備局のホームページ「公共工事の品質確保」

【<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/hinkaku/form.html>】に掲載



## 10. 港湾空港部の支援メニュー

### (1) 港湾事業実施円滑化会議

港湾等事業を適切かつ円滑に推進するため、発注事務に関する情報提供及び国・港湾管理者が抱える課題やその対応方針などについての情報共有等を図るため、以下の取り組みを実施します。

- ① 調査設計に関すること
- ② 工事発注準備に関すること
- ③ 入札契約に関すること
- ④ 工事施工に関すること
- ⑤ 工事検査に関すること
- ⑥ 安全に関すること

### (2) 港湾関係補助事業担当者会議

補助金及び交付金制度に関する情報提供並びに申請書等事務手続きに関する内容に加え、事業、積算及び設計等に関する情報提供等を実施します。

### (3) 港湾施設の維持管理技術に係る講習会

港湾施設及び海岸保全施設の維持管理に関し、国・港湾管理者（港湾区域における海岸管理者を含む）の連携・支援による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握、共有し、効果的な老朽対策を推進するため以下の取り組みを実施します。

- ① 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理状況の把握
- ② 維持管理体制の確保に向けた検討
- ③ 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理に関する情報提供
- ④ 港湾施設の維持管理制度、技術基準のポイント、維持管理計画の具体的な内容及び実習（点検、診断及び評価）

### (4) 各機関の総合評価審査委員会への職員派遣

総合評価落札方式において、落札者決定をしようとするとき又は落札者決定基準を定めるための学識者への意見聴取にあたって、総合評価審査委員として職員を派遣することで、総合評価の取り組みを支援します。

### (5) 手続きフロー

上記の会議等に関する取り組みについて、北陸地方整備局港湾空港部事務局より、新潟県、富山県、石川県及び福井県に案内文書を送付します。

(6) 問い合わせ(窓口)

○北陸地方整備局 港湾空港部 品質確保室

・電話受付：025-370-6607 9時～17時受付

○北陸地方整備局 企画部 技術管理課 品確チーム

・電話受付：025-370-6702 9時～17時受付

・メール受付：hinkaku@hrr.mlit.go.jp 24時間、365日受付

相談窓口については、

北陸地方整備局のホームページ「公共工事の品質確保」

【<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/hinkaku/from.html>】に掲載

## 1 1. 営繕部の支援メニュー

### (1) 公共建築分野に係る各種説明会等への職員派遣

#### (イ) 概要

各県等が主催する市町村向けの公共建築分野に係る各種説明会、意見交換会へ職員を派遣し、「営繕積算方式活用マニュアル」等各種マニュアル、公共建築工事の発注者の役割とその方策の普及・促進を図ります。

#### (ロ) 手続きフロー

各県から県内の市町村宛てにお知らせ。

(平成30年度予定：7月～8月・2月)

#### (ハ) 問い合わせ先(連絡先)

問合せ先は下記による。

北陸地方整備局 営繕部 計画課

電話受付：025-280-8880(内線5153) 9時～17時受付

FAX：025-280-8881

### (2) 公共建築相談窓口

#### (イ) 概要

「10. 品質確保に関する相談窓口」のほか、公共建築分野に関する各種相談を受け付ける窓口を北陸地方整備局及び金沢営繕事務所に設置し、公共建築分野における円滑な施工確保のための支援・助言を行います。

相談窓口では、公共建築に関するあらゆる疑問・質問等をお待ちしていますので、お困りのことがございましたら何でもご相談ください。

#### (ロ) 窓口

○北陸地方整備局 営繕部 計画課(新潟県、富山県、石川県)

・電話受付：025-280-8880(内線5153) 9時～17時受付

・メール受付：pb-soudan2011@hrr.mlit.go.jp 24時間、365日受付

○金沢営繕事務所 技術課(富山県、石川県)

・電話受付：076-263-4585(代表) 9時～17時受付

公共建築相談窓口については、

北陸地方整備局営繕部のホームページ

【[http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/006\\_consul/01consul.html](http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/006_consul/01consul.html)】に掲載

12. 各相談窓口一覧（支援カード）

(1) 本冊子の内容及び公共工事の発注関係事務全般のお問い合わせは下記まで。

○北陸地方整備局 企画部 技術管理課 品確チーム


- ・電話受付：025-370-6702 9時～17時受付
- ・メール受付：hinkaku@hrr.mlit.go.jp 24時間、365日受付

(2) 各相談窓口の連絡先については下表まで。

1. 発注関係事務全般	企画部 技術管理課 品確チーム ☎025-370-6702 Mail:hinkaku@hrr.mlit.go.jp
2. 入札契約関係	
(1)競争参加資格	総務部 契約課 工事契約調整係 (内 2523)
(2)入札契約手続き	総務部 契約課 契約係 (内 2526) ☎025-370-6647 Mail:hrr-soumu-keiyaku@ou.mlit.go.jp
(3)総合評価落札方式	企画部 技術検査官 (内 3124) ☎025-370-6702 Mail:hinkaku@hrr.mlit.go.jp
3. 設計積算関係	
(1)土木工事積算	企画部 技術管理課 基準第一係 (内 3321,3322) ☎025-370-6702
(2)設計業務積算	企画部 技術管理課 基準第二係 (内 3341,3342) ☎025-370-6702
4. 施工・監督・検査関係	企画部 技術検査官 (内 3123) ☎025-370-6702
5. i-Construction 関係	企画部 技術検査官 (内 3121) ☎025-370-6702
6. 建設業法関係	建政部 計画・建設産業課 建設業係 (内 6145) ☎025-370-6571 Mail:keikaku-kensetusangyou@hrr.mlit.go.jp
7. 港湾空港関係	港湾空港部 品質確保室 (内 6333) ☎025-370-6607
8. 公共建築関係	営繕部 計画課 (内 5153) ☎025-280-8705 Mail: pb-soudan2011@hrr.mlit.go.jp
9. 北陸地方整備局	Mail:kikaku@hrr.mlit.go.jp

※平成30年4月1日現在作成のものです。

支援カード（実物大）

<p><b>発注関係事務支援カード（問合せ先一覧）</b></p>	<p>5. 【建設業法関係】 建政部 計画・建設産業課 建設業係長 ●●(内 6145) Mail:keikaku-kensetusangyou@hrr.mlit.go.jp ☎025-370-6571</p> <p>6. 【港湾空港関係】 港湾空港部 品質確保室課長補佐 ●●(内 6333) ☎025-370-6607</p> <p>7. 【公共建築関係】 営繕部 計画課長補佐 ●●(内 5153) Mail:pb-soudan2011@hrr.mlit.go.jp ☎025-280-8705</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">上記以外の発注関係事務全般</p> <p style="text-align: center;">  <b>【北陸ブロック発注者協議会 事務局】</b>              北陸地方整備局 企画部 技術管理課 品質確保チーム              Mail:hinkaku@hrr.mlit.go.jp ☎025-370-6702         </p> <p style="font-size: x-small;">※発注関係事務に関する項目について、いつでもなんでも問い合わせ下さい。 平成29年4月1日作成</p> </div>
<p>1. 【入札契約関係】</p> <p>(1)競争参加資格 総務部 契約課 工事契約調整係長 ●●(内 2523)</p> <p>(2)入札契約手続 総務部 契約課 契約係長 ●●(内 2526) Mail:hrr-soumu-keiyaku@ou.mlit.go.jp ☎025-370-6647</p> <p>(3)総合評価落札方式 企画部 技術検査官 ●●(内 3124) Mail:hinkaku@hrr.mlit.go.jp ☎025-370-6702</p> <p>2. 【設計積算関係】</p> <p>(1)土木工事積算 企画部 技術管理課 基準第一係 ●●●●(内 3321, 3322) ☎025-370-6702</p> <p>(2)設計業務積算 企画部 技術管理課 基準第二係 ●●●●(内 3341, 3342) ☎025-370-6702</p> <p>3. 【施工・監督・検査関係】 企画部 技術検査官 ●●(内 3123) ☎025-370-6702</p> <p>4. 【i-Construction 関係】 企画部 技術検査官 ●●(内 3121) ☎025-370-6702</p>	

表面

裏面

(参考) 北陸農政局の支援メニュー

(1) 農業農村整備事業に係る発注者支援制度

(イ) 発注者支援機関認定制度

北陸農政局管内の農業農村整備事業に係る公共工事の品質確保及び向上を目的として、市町村等の発注関係事務の支援を行い得る機関を認定し、活用する制度。市町村等からの支援要請を受けて支援機関が対応する。

- ・ 認定者 : 北陸地域農業農村整備事業に関する技術情報連絡協議会  
(構成: 北陸農政局、新潟県、富山県、石川県、福井県)
- ・ 支援機関 : 新潟県土地改良事業団体連合会  
富山県土地改良事業団体連合会  
石川県土地改良事業団体連合会  
福井県土地改良事業団体連合会  
(一社) 地域環境資源センター
- ・ 支援対象者 : 市町村等
- ・ 支援内容 : 設計・積算補助、技術審査補助、監督補助、検査補助

(ロ) 直轄工事の品質確保技術者制度

北陸農政局直轄工事の総合評価落札方式における技術提案の審査・支援及び品質確保に係る研修講師を行うことができる資格を有する個人を「農業農村整備品質確保技術者」として北陸農政局長が委嘱し、活用する制度。

- ・ 支援対象者 : 国(北陸農政局)

(2) 説明会・講習会

(イ) 入札・契約制度等説明会

総合評価落札方式の参考情報として北陸農政局直轄工事・業務における入札・契約手続や施策動向等について情報提供する取り組み。

- ・ 開催地 : 管内各県下(新潟市、富山市、金沢市、福井市)
- ・ 開催時期 : 不定期(平成30年度は、7月に開催予定)
- ・ 対象者 : 国営事業所、県、県土連、市町村等
- ・ 開催案内 : 各県を通じて受講案内を通知

(ロ) 契約・品質確保講習会

入札・契約に係る最近の情勢や品確法等の関係法令、北陸農政局直轄工事・業務の発注手続き、工事の安全対策に係る最近の情勢等をカリキュラムとして農業農村整備事業の工事・業務の品質確保の促進に関する基礎知識を学ぶ北陸農政局の職員向けの講習会に地方自治体等の職員を受け入れ、知識の修得を支援。

- ・ 開催地 : 北陸農政局土地改良技術事務所(金沢市)
- ・ 開催時期 : 毎年8月上旬 2日間(1日のみの参加も可)
- ・ 開催案内 : 各県を通じて受講案内を通知

### (3) 工事検査の臨場立会

北陸農政局直轄工事の現地検査や書類検査に臨場立会し、検査技術の習得や工事完成図書の整理方法等の知識を得る機会を提供する。

- ・開催地 : 北陸農政局管内国営事業所
- ・開催時期 : 不定期（中間技術検査、既済部分検査、完成検査）
- ・申込み先 : 北陸農政局農村振興部設計課 工事検査官  
TEL 076-263-2161（内線 3517）

### (4) 執務参考資料の提供

農業農村整備事業の工事や発注関係事務に関する参考資料として、以下のような資料を農林水産省農村振興局の設計・施工・入札等のホームページに掲載。

(URL : <http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html>)

- ・設計業務照査の手引書（案）
- ・直営施工推進マニュアル、事例集
- ・工事監督必携
- ・円滑な設計変更のために～参考資料
- ・工事一時中止ガイドライン
- ・農業農村整備事業の電子納品要領等
- ・施工パッケージ型積算方式  
等

### (5) 公共工事の品質確保の相談窓口

北陸農政局管内における農業農村整備事業等による公共工事の設計・積算・入札・契約・監督・検査等の発注者支援としての窓口は次のとおり。

北陸農政局 農村振興部 設計課

電話受付 : 076-263-2161（代表）

工事検査官（内線3517）（設計・積算・監督・検査）

技術審査官（内線3515）（入札・契約）

# 巻末資料

工事施工の円滑化4点セット  
【概要版】

# 土木工事条件明示の手引き(案)

※発注時に活用

## ■背景・目的

○適正で円滑な施工を可能とするため、関連する施工条件を設計図書に明示することとしているが、条件の考え方(表現、受け取り方)に相違が生じ、受発注者間で積算額に大きな差が生じるケースが見受けられること、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第5号の適切な施工条件の明示等の発注者責任を踏まえ改定。

条件明示の徹底のため、「土木工事条件明示の手引き(素案)」を平成16年4月に官民協働で作成し、必要に応じてフォローアップを図りながら活用し。

北陸地整HP [http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2910\\_4tenset-jouken.pdf](http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2910_4tenset-jouken.pdf)

※平成29年10月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

## ■活用時期・方法

### 【発注者】

発注時:手引き(案)を基にチェックリストを作成。

チェックリストを踏まえ、積算や設計図書(特記仕様書に必要事項を記載。

### 【受注者】

調査・測量時:チェックリストや整理フォーマット(様式)として活用。

条件変更等を検討する際の確認資料として活用。

## ■効果

各種工事に対応できる基本的事項を掲載したチェックリストとして活用することにより以下の効果が期待される。

### 【発注者】

○積算や設計図書作成に先立ち、予め現場の条件、環境、制約等を調査・確認する際の手引きとしてとしている。

○積算担当者の現場条件確認も含め、事前調査・関係部署確認の効率化が図れる。

○積算部署と監督部署が情報共有することにより、工事施工の円滑化に寄与。

### 【受注者】

○現場条件の確認時の手引きとして活用。

○現場調査・測量時のチェックリストや整理フォーマット(様式)として活用。

○「条件変更等(契約書第18条)」の確認資料として活用。

○施工途中での条件変更や新たに発生した条件への検討に活用。



# 「土木工事条件明示の手引き(案)」の活用と工事円滑化推進会議

発注者は、発注にあたり「土木工事条件明示の手引き(案)」を活用し、「工事円滑化推進会議」において「工事設計審査・施工条件検討部会」を行い、条件明示の徹底を図る。

## 【工事設計審査・施工条件検討部会】

### ①目的

工事発注にあたり設計内容、仮設計画、関係機関協議、条件明示等の確認・検討

### ②メンバー

副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当者、監督職員等

### ③検討事項

- 1) 設計内容・地形地質状況・用地取得状況・協議関係の確認  
(未了事項の処理期限の確認)
- 2) 仮設計画の確認・検討
- 3) 条件明示(特記仕様書)の確認・検討 等

### チェックリスト例

2. 工程関係					
各項目の○付数字には、条件明示のポイントを記載した。					
明 示 事 項				特記該当項目	
1 影響を受ける他の工事		対象 有	対象 無		
① 先に発注された工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
② 後から発注される予定の工事で、当該工事の工程が影響を受ける工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
③ その他、関連して当該工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 (影響を受ける工事の内容と、具体的制約内容、対象箇所およびその完成の時期や期間)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
他工事の名称	その発注者	影響を受ける箇所	影響を受ける期間		影響を受ける時間
影響を受ける工事内容	具体的制約内容		備考		
2 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等		対象 有	対象 無		
① 交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。 (観光シーズン期の施工中止や、交通渋滞等を回避するための夜間施工等の検討)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

(問い合わせ先 北陸地方整備局 企画部 技術管理課 TEL:025-280-8880)

# 土木工事設計図書の照査ガイドライン(案) ※契約後に活用

## ■背景・目的

○受注者による「設計図書の照査」において、受発注者間の解釈の違いにより、実施者や責任の範囲の取扱いが工事毎に異なる場合も見受けられ、受注者側に過度の負担を強いているとの意見が寄せられたこと、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条発注者責任及び第8条受注者の責務を踏まえ改定。

「設計図書の照査」における基本的な考え方や範囲をできる限り明確にし、円滑な施工に資するため、平成18年3月に「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」を官民協働で作成し、必要に応じてフォローアップを図りながら活用。

北陸地整HP [http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2705\\_4tenset-syousa.pdf](http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2705_4tenset-syousa.pdf)

※平成27年5月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

## ■活用時期・方法・効果

### 【発注者】

施工前、施工中:照査範囲を明確にし、円滑な施工に資することができる。

### 【受注者】

施工前、施工中:ガイドライン(案)に定められた項目に沿って照査チェックリストを作成し、打合せ簿に添付して監督職員へ報告する。

## ・受注者が実施する「設計図書の照査」の位置付け

### 設計図書の照査に関連する作業の位置付け

#### 必要な設計図書の照査内容

Ⅱ 設計図書の照査項目及び内容  
(受注者が自らの負担で実施する)

A 「Ⅱ.設計図書の照査項目及び内容」以外の照査  
(受注者が実施する場合は、発注者の費用負担)

照査後

発注者の責任、  
または  
費用負担が必要な内容

#### 設計図書の訂正、変更、追加調査

B

設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等

(発注者の責任で行う。受注者が実施する場合は発注者の費用負担)

ガイドライン(案)記載  
の照査項目

発注者の責任  
または  
費用負担が必要な部分

# 「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」の活用と工事円滑化推進会議

受発注者及び設計コンサルタントは「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」を活用し、「工事円滑化推進会議」における「照査結果検討部会」を行い、設計内容の課題・対応策を検討し、円滑な工事施工を図る。

## 【照査結果検討部会】

### ①目的

設計図書の照査結果を受けて設計図書の疑義、齟齬、課題等の共有化と対応策の検討及び決定

### ②メンバー

発注者：副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当者、監督職員

受注者：現場代理人、監理(主任)技術者等、専任補助者等

コンサル：設計コンサル、地質コンサル等(工事連携会議と兼ねても良い。)

### ③検討事項

1) 設計内容や課題の共有化

2) 対応策の決定

3) 変更の取り扱い

4) その他

### 照査項目チェックリスト例

提出年月日: _____											
照査項目チェックリスト											
工事名: _____											
No.	項目	主な内容	照査対象		照査実施		備考				
			有	無	済	日付					
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項に不足がないかの確認		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		1-2	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討し確認したか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2-3	浚渫工の施工において、混水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(問い合わせ先 北陸地方整備局 企画部 技術管理課 TEL:025-280-8880)

# 工事の一時中止に係るガイドライン(案)※施工中に活用

(必要に応じて)

## ■背景・目的

- 受注者の責に帰することができない事由等により施工ができなくなった場合、発注者において工事の一時中止を命じなければならないが、工事の一時中止指示に統一性を欠き、受注者の現場管理費等の増加や技術者の配置へ支障をきたすという意見が寄せられたこと、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第4号及び第5号の適切な工期の確保等の発注者責任を踏まえ改定。

一時中止にかかる判断、変更などの内容を掲載した「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」を平成20年4月に官民協働で作成し、必要に応じてフォローアップを図りながら活用。

北陸地整HP [http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2705\\_4tenset-stop.pdf](http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2705_4tenset-stop.pdf)

※平成27年5月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

## ■活用時期・方法・効果

### 【発注者】

施工中：工事の一時中止の範囲及び期間についてガイドライン(案)に基づき適正な対応を図ることができる。

### 【受注者】

施工中：工事の一時中止を検討する際の発生事象や中止理由の検討に活用。

・工事を中止すべき場合 ※以下2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めたときは、一時中止することが出来る。

### ①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(工事請負契約書第16条) 施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(工事請負契約書第18条) 施工を続けることが不可能な場合・・・等

### ②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない

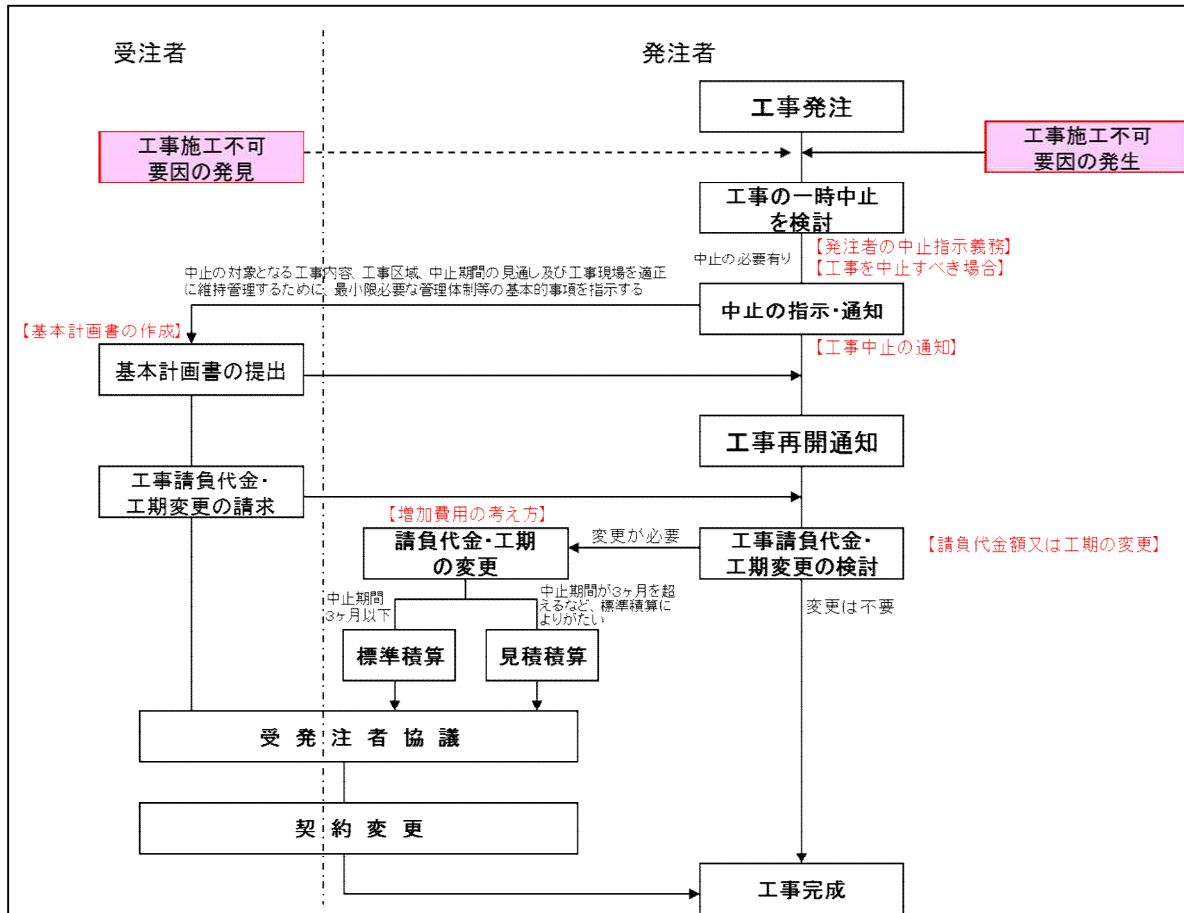


- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる



# 工事の一時中止に係るフロー等

工事の一時中止に係る基本フロー(ガイドライン(案)より)



## ■ 平成26年改定内容

### ○積算基準改定による工事一時中止に伴う積算方法の変更

工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)

◇中止期間中の現場維持等の費用(単位:円 1,000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg:一時中止に係る現場経費率(単位:% 少数第4位四捨五入3位止め)  
 J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円 1,000円未満切り捨て)  
 α:積上げ費用(単位:円 1,000円未満切り捨て)

一時中止に係る現場経費率(dg)  
 $dg = A \{ (J / (a \times Jb + N)) B - (J / (a \times Jb)) B \} + (N \times R \times 100) / J$   
 N:一時中止日数(日) ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数  
 R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役)  
 A・B・a・b:各工種毎に決まる係数

◇土木工事標準積算基準書における入力項目  
 J:一時中止時点の契約上の純工事費 N:一時中止日数 R:労務単価 α:積上げ費用

※中止期間の最終日が平成26年4月1日以降の場合は、H26年度積算基準に基づく新基準にて積算を行う。

## ■ 「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」事例集

「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」の理解を深めるため平成23年4月に官民協働で作成。北陸管内の工事において、中止に伴う「増加費用計上事例」及び「増加費用未計上事例」を掲載。

※平成24年2月改定

北陸地整HPから全事例ダウンロードできる [http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2402\\_4tenset-stop\\_jirei.pdf](http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2402_4tenset-stop_jirei.pdf)

(問い合わせ先 北陸地方整備局 企画部 技術管理課 TEL:025-280-8880)

## ■背景・目的

○設計変更については、「受発注者間の費用計上等の相違」「任意仮設等の一式計上されている事項」「設計図書の脱漏又は表示が不明確な事例」が見受けられ、適正な変更契約や円滑な施工に支障をきたす等の意見があること、さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第5号の適切な設計変更等の発注者責任を踏まえ改定。

変更作業の改善を図ることを目的に、受発注者双方が変更に関する課題や留意点を十分理解しておく必要があることから、それらを取りまとめた「土木工事設計変更ガイドライン(案)」を平成20年4月に官民協働で作成し、「変更に必要な資料の作成」等の責任範囲を明確化するなど必要に応じてフォローアップを図り活用。

北陸地整HP [http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2705\\_4tenset-henkou.pdf](http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2705_4tenset-henkou.pdf)

※平成27年5月改定 上記URLから全文ダウンロードできる

## ■活用時期・方法

### 【受発注者】

施工中：ガイドライン(案)を通して設計変更に関する課題や留意点を十分理解し、協議を行い、変更に必要な資料作成の責任範囲を含め、適正に変更手続きに活用できる。

## ■効果

ガイドライン(案)は、「変更可能なケース」、「変更不可能なケース」、「変更手続きフロー」などを掲載し、設計変更の課題や留意点を理解する一助となる。

・設計変更が不可能なケース ※ 尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない  
下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

- 設計図書に明示なき事項において、受発注者「協議」を行わず受注者独断で施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- 「承諾」で施工した場合(設計変更の対象とする旨の記載以外)
- 契約書・共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合(契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-15)
- 正式な書面によらない事項(口頭のみでの指示・協議等)の場合  
→必ず書面でのやりとりを行うこと。

# 「土木工事設計変更ガイドライン(案)」の活用と工事円滑化推進会議

受発注者は、「土木工事設計変更ガイドライン(案)」を活用し、「工事円滑化推進会議」における「設計変更等検討部会」を行う。

## 【設計変更等検討部会】

### ①目的

工事実施における課題の解決、変更の取り扱いの決定

### ②メンバー

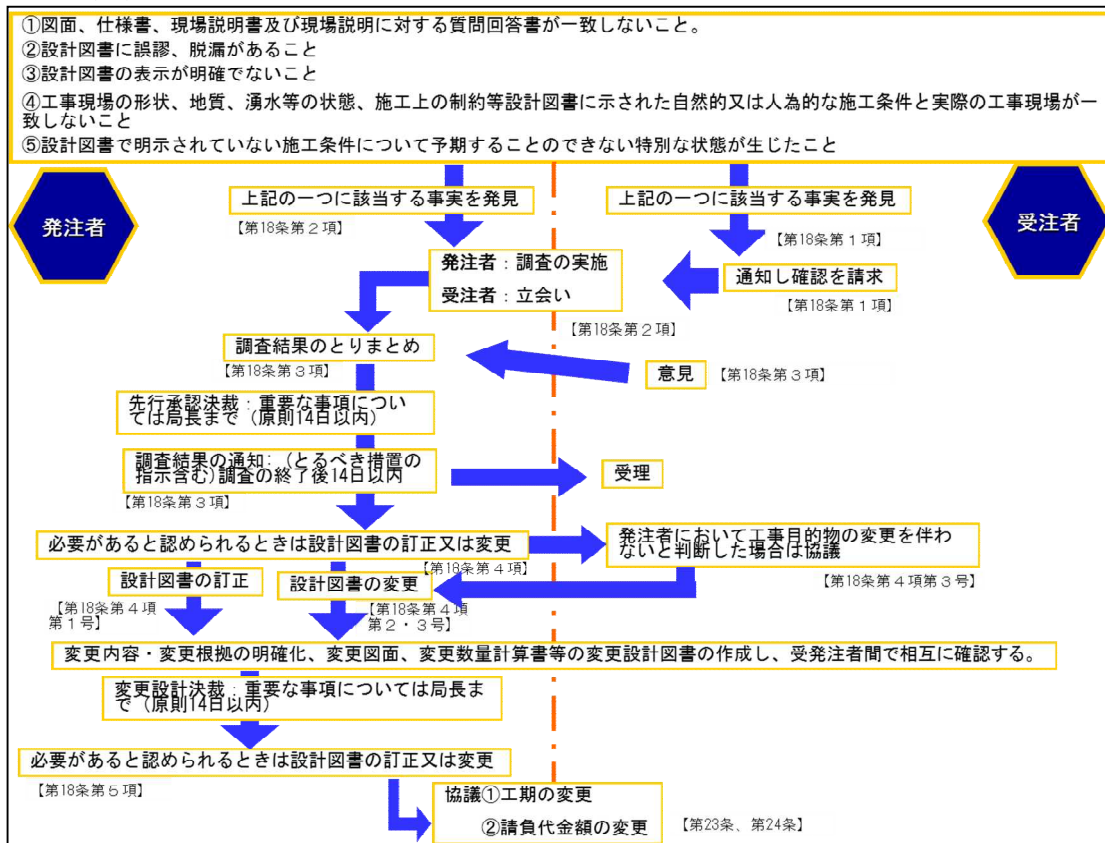
発注者：副所長又は事務所官クラス、発注担当課長・係長・担当者、監督職員等

受注者：現場代理人、監理(主任)技術者等、専任補助者等

### ③検討事項

- 1) 現地条件・施工条件と設計図書の不一致等による変更処理
- 2) 受発注者間で設計変更の内容に大きな乖離が生じている課題について解決
- 3) その他、受注者の申し出による課題の解決

### 設計変更手続きフロー(ガイドライン(案)より)



## ■ 「土木工事設計変更ガイドライン(案)」事例集

「土木工事設計変更ガイドライン(案)」の理解を深めるために平成22年3月に官民協働で作成。北陸管内の工事において、「変更となった事例」及び「変更とならなかった事例」を掲載。

※平成24年2月改定

北陸地整HPから全事例ダウンロードできる [http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2402\\_4tenset-henkou\\_jirei.pdf](http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/4tenset/h2402_4tenset-henkou_jirei.pdf)

(問い合わせ先 北陸地方整備局 企画部 技術管理課 TEL:025-280-8880)

## 土木工事設計変更ガイドライン（案）事例集

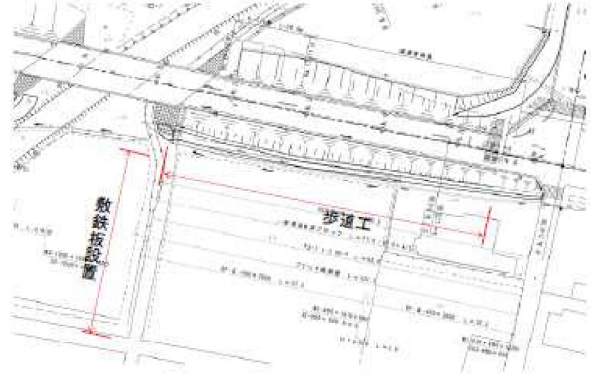
【工事概要】 歩道工 L=85m、7\*トラック積 A=290m<sup>2</sup>、工事用道路 L=60m、工期H15.12.3～H16.5.30

### 【変更協議の要点（ポイント）】

道路改良工事を施工するにあたり、農道（砂利道）を工事用道路として使用することとを想定していたが、ダンプトラック等のトラフィカビリティが確保できないこと、敷砂利が田へ飛散しないよう所有者から要望があることから、敷鉄板を敷設することとした。

### 【経緯と変更結果】

- ・当初設計では、工事用道路について記載していない。
- ・発注者は農道を現状のまま使用し、必要に応じて補足材を施工することとしていた。
- ・所有者から敷砂利が田へ飛散しないよう要望。
- ・受注者から、現況のままではトラフィカビリティが不足であるので、敷鉄板に変更したい旨の協議。
- ・コーン指数の測定結果より、トラフィカビリティ不足を確認。
- ・経済性、地元要望を考慮し、敷鉄板に変更。
- ・直接工事費で約0.3百万円の増額変更。



### 【コメント】

- ・発注前に田の所有者に対し、農道の利用形態の説明が必要である。
- ・発注者が当初想定していた工事用道路の条件では、ダンプトラック等の進入が困難であることから、契約書第18条第1項の4により設計変更の対象とできる。





国土交通省 北陸地方整備局

企画部 技術管理課

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1

TEL 025-280-8880

FAX 025-280-8861